

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては、定額法を採用している。

・無形固定資産

残存価格を零とし、定額法による減価償却を採用している。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

イ ケアハウス拠点(社会福祉事業)

「ケアハウス マリンピア銚子」

ウ 訪問介護事業拠点(社会福祉事業)

「介護サービス マリンピア銚子」

エ 障害福祉事業拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス マリンピア銚子(居宅支援)」

オ マリンピア神栖拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム マリンピア神栖」

「短期入所生活介護 マリンピア神栖」

「通所介護 すみれデイサービスセンター」

「居宅介護支援 マリンピア神栖」

「地域密着型特別養護老人ホーム「幸」」

カ 居宅介護支援事業拠点(公益事業)

「居宅支援センター マリンピア銚子」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	248,494,678	2,500,000	0	250,994,678
建物	1,204,962,384	57,432,760	84,777,375	1,177,617,769
合計	1,453,457,062	59,932,760	84,777,375	1,428,612,447

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

建物附属設備に係る国庫補助金等特別積立金取崩額 2,337,750円